

1. 開会 深浦会長	定刻より若干早いですけれど、出席予定の皆様お揃いのようなので、ただ今から、「令和8年度第1回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。 では、初めに委員の出欠状況につきまして事務局から報告してください。
江上補佐	本審議会の事務局を担当しております、賃金室長補佐の江上と申します。よろしくお願いいたします。 では、本審議会委員の出席状況について、報告いたします。 本日の委員の出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名で、委員総数15名中12名の委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。
深浦会長	はい、ありがとうございます。 本審議会が有効に成立していることが確認されましたので、引き続き事務局から審議会委員の紹介をお願いいたします。
2. 審議会委員及び事務局について 江上補佐	第56期の審議会委員につきましては、令和7年4月1日から任期を2年として任命されたところですが、一部委員に異動があり、新たに2名の委員が任命されておりますので、紹介いたします。 公益代表委員としまして、太田久美子委員が、使用者代表委員としまして岩根信弘委員がそれぞれ就任されております。 それでは、岩根委員から一言ご挨拶をお願いいたします。
岩根委員	岩根でございます。 3年振りに審議会に復帰というか、出戻りというか参加させていただくことになりました。 最新の状況がわかりませんので、色々データ等見ながら、審議のほうに参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。
江上補佐	ありがとうございました。 なお、太田委員につきましては、本日体調不良のため欠席されてお

	ます。 引き続きまして、事務局にも異動がありましたので、あらためて紹介します。 皆様方から見まして、中央が、労働局長の高西です。 右隣が、労働基準部長の松野です。 左隣が、賃金室長の木場です。 労働基準部長の隣が、専門監督官の宮本です。 それと、私、賃金室長補佐の江上です。よろしくお願いいたします。 以上のメンバーで、本年度の最低賃金審議会の円滑な議事運営のお力になれるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。
3. 議題 (1) 長崎県最低賃金の改正諮問について 深浦会長	改めまして、皆様、本日はお忙しい中、若干足元が悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 さて、第56期長崎地方最低賃金審議会会長並びに会長代理につきましては、委員任命時にその任期を2年間として選出いただいております。 会長代理の三浦委員とともに、最終年度の任期を私と三浦委員とで務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それではさっそく議題に入ります。 最初の議題は、「長崎県最低賃金の改正諮問について」でございます。 ではまず、事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	長崎県最低賃金の改正諮問につきまして、最低賃金法第12条に基づき長崎労働局長からの改正諮問を行いたいと存じます。 それでは、会長並びに局長におかれましては、中央をお願いいたします。 なお、撮影していただいて差し支えありませんが、中央には入らないようにお願いいたします。 <会長と局長が中央に移動> <局長が諮問文を読み上げ>
高西局長	最低賃金の改正決定について(諮問)。

	最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いいたします。 よろしく申し上げます。 ＜局長から会長へ諮問文を手交＞
木場室長	ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方にお配りいたします。 ＜諮問文の写しを各委員へ配付＞
深浦会長	それでは、労働局長より一言ご挨拶をお願いいたします。
高西局長	本日は、各委員の皆様方、大変お忙しいなか、また足元が悪い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 ただいま、長崎県最低賃金の改正につきまして、調査審議の諮問をさせていただきました。 「持続的な賃金引上げ」について、この春の状況は、労使の皆さま方の御尽力もあり全国及び長崎、いずれも高水準を維持している状況にございます。 持続的な賃金引上げには、適切な価格転嫁と生産性向上が不可欠でございますが、その環境整備について、労務費転嫁指針や中小受託取引適正化法、「賃上げ支援助成金パッケージ」、「働き方改革推進支援センター」による伴走支援等、施策を総動員し引き続き長崎労働局として対応してまいります。 委員の皆様方には、法定3要素のデータを基本として、今後示される目安も参考にいただきながら、県内における経済・雇用の実態や賃金の動向などを考慮した調査審議をよろしくお願い申し上げます。 委員の皆様には、多大なご負担をおかけすることになりますが、事務局といたしましても、充実した審議を尽くしていただけるよう、必要な資料の情報提供等併せまして、審議会の円滑な運営のお力になれるよう努めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。 以上です。
木場室長	報道各社の皆様に申し上げます。 頭撮りはここまでとさせていただきます。

	恐縮ですが、カメラの皆様は、ご退出いただきますようよろしくお願いいたします。
深浦会長	ただ今、配付されました諮問文を確認されまして、何かご意見があればお願いいたします。
各委員	<意見等なし>
(2) 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について	
深浦会長	それでは、議事次第に従いまして、議事に入ります。 議題(2)の目安制度の在り方に関する全員協議会報告について、事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	令和8年2月27日より、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会が累次に開催され、令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点等についての審議がなされておりましたが、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」として取りまとめられ、令和8年6月23日に中央最低賃金審議会において、全会一致で了承されておりますので、その内容につきまして伝達いたします。 資料番号は付しておりませんが、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」という標題の資料をお配りしております。 1 ページの1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題についてですが、令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会では答申が出され、全国加重平均で、1,121円、過去最大66円の引上げとなっています。 令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円、昭和53年に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安が提示され、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県で、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となったものです。 また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達

し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あったものです。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げ額となったのではないかとといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと、地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること等の課題があったと考えられています。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととしたものです。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方。

(1) 課題 令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと、との指摘がある。

また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、との意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特殊事情があったのではないかと、との意見も出された。

(2) 対応方針については全て読み上げます。

令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会でも審議を行うべきである。

とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。

審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。

なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を

予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとするれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。

また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべきである。

地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。

また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 ページ、3 発効日についての考え方。

(1) 課題 金額改正の発効日について、従前よりその多くが法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会の公益委員見解に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれたこともあり、地方最低賃金審議会でも、引上げ額だけではなく、発効日についての議論も行われた結果、目安額に10円以上の上乗せをするなど、大幅な引上げがあった11県において指定日発効となり、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。

7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月の発効となったほか、10月1日の発効から令和8年3月31日の発効まで、発効日に大きなばらつきが生じた。

一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が生じることや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。

発効日の在り方については、一部の審議会から、地方に委ねることな

く、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任を持って結論を導き出すよう要望する等の意見や要望が出されている。

全員協議会の議論においては、地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。等の課題意識が示された。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認については、主に参考資料1から参考資料6の内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

7ページ(3) 全員協議会における議論、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。

さらに、引上げ額と発効日の関係性について、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨であった。

発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。

発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。などの意見が出されています。

8ページ(4) 対応方針については、全部読み上げます。

公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。

発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保す

	る観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日」とされており、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。 発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の実情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払のための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金資源の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。 指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。 4 その他として、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関しての意見が出されています。 9ページの5 今後の取組について、中央最低賃金審議会では地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2の「近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方」及び3の「発効日についての考え方」を踏まえた審議を行うことを要望する。とされています。 伝達につきましては、以上となります。
深浦会長	ただ今、目安制度の在り方に関する全員協議会において取りまとめられた、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方」の整理」これにつきまして手元にも資料がありますが、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
各委員	<意見・質問等なし>
深浦会長	よろしいでしょうか。 それでは、こういったものも参考にさせていただいて、本年度の審議に臨んでいただければと思います。
(3) 運営小委員会の設	

置について 深浦会長	それでは、次に議題（3）の「運営小委員会の設置について」、事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	お手元にお配りしております資料番号3-1、11ページをご覧ください。 「審議会運営規程の第3条」によりますと、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされております。 地域別最低賃金におきましては、これまでも小委員会を設けることなく、全て本審の中でご審議をいただいておりますので、今年度におきましてもこれまでどおり本審の中でご審議いただきたいと思います。 また、特定最低賃金の必要性審議につきましては、昨年度「運営小委員会」を設置しまして、非公開としてご審議いただいたところです。 結果としましては、全ての業種において「全会一致には至らず、必要性あり」との結論には至りませんでした。より丁寧な審議を行う必要性があるため、今年度におきましても小委員会を設置して、ご審議いただきたいと思います。 なお、昨年度は非公開として開催しておりましたが、昨年度第4回本審での労側委員からの意見も考慮しまして、今年度につきましては、運営小委員会も公開として、2者協議のみ非公開とする方法で開催いただきたいと思います。
深浦会長	今説明にありましたように、地賃においては例年どおり「小委員会」は設置しないという方向性となりますが、特定最賃の必要性の審議につきましては、昨年度も「小委員会」を設置し、その中でご審議していただいたところです。 公益委員としましては特賃の必要性審議については、「丁寧な細目にわたる審議が必要」と考えておりますので、今年度につきましても「小委員会」の中でご審議いただきたいと思いますと考えているところでございます。 昨年度は非公開としておりましたが、労側委員からのご意見、ご要望も考慮いたしまして、今年度は公開といたしまして、2者協議のみ非公開とする方法でご審議いただきたいと思いますと考えております。 この件に関しまして、ご意見、ご質問はございますか。
各委員	<意見等なし>
深浦会長	特に反対のご意見がないようであれば、今年度も「運営小委員会」を

(4) 長崎県 最低賃金専門部会の設置等について ① 専門部会の設置について 深浦会長	設置することといたしまして、その中で特定最低賃金改正の必要性有無の審議を行いたいと思います。 委員につきましては、次回の第2回本審におきまして、運営小委員会の委員を指名させていただきます。
木場室長	それでは、次の議題に移ります。 次の議題は、「専門部会の設置について」です。 先ほど、局長から当審議会に対しまして、長崎県最低賃金の改正についての諮問がございました。 最低賃金法第25条第2項の規定により、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされておりますので、それに従いまして専門部会を設置いたします。 事務局におきまして、労・使各側の専門部会委員の任命について、所要の手続きをとっていただく必要があると思いますので、期日等も含め、事務局から説明をお願いいたします。
深浦会長	労働局長は、審議会の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者に対して、「相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされています。 専門部会の労働者代表委員、並びに使用者代表委員の候補者の推薦につきましては、本日から7月21日までの間、候補者の推薦を求める旨の公示をいたしたいと思います。 本審議会終了後、長崎労働局掲示板に公示し、併せてホームページにて周知いたします。 候補者の推薦書等諸様式につきましては、ホームページに掲載いたします。
深浦会長	ただ今の、説明につきまして、ご質問等はありませんね。 それでは、労側、使側それぞれ適任者の推薦について、よろしくお願

②専門部会 の決議につ いて 深浦会長	いたします。 続いての議題は、「専門部会の決議について」です。 「最低賃金審議会令」の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされておりますが、当審議会といたしましては、例年、「地域別の最低賃金につきましては、第6条5項を適用しない」こととしているところでございます。 即ち本審が必要であるということですが、 本年度におきましても、同様の扱いでどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。 異議ございませんでしょうか。
各委員	<異議なし>
深浦会長	それでは、ご異議がないと思われますので、長崎県最低賃金につきましては、専門部会での決議が全会一致となった場合であっても、それをもって審議会の決議とはせず、本審議会において決議することといたします。
(5) 参考人 の意見聴取 について 深浦会長	では続きまして、「関係労働者又は関係使用者の意見聴取」につきまして事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	長崎県最低賃金改正諮問後の関係労働者、又は関係使用者の意見聴取手続につきましては、最低賃金法第25条第5項、並びに最低賃金法施行規則第11条第1項により、「意見聴取について」並びに「審議会への意見書の提出について」の公示が労働局長に義務付けられております。 長崎地方最低賃金審議会におきましては、例年早期発効を目指す迅速な審議会の運営のため、関係労働者及び関係使用者の意見聴取については、関係労使から提出された意見書に加え、審議会の場で意見を述べることを表明された者についてのみ、審議会へ出席いただき意見聴取を行ってきたところです。

深浦会長	ただ今、参考人の意見聴取につきまして、説明がございましたけれども、当審議会としましては、今年度も、これまでと同様に提出された関係労使の意見書を基本とし、審議会場で意見を述べることを希望する者がいた場合には、参考人の意見聴取を行うようにしたいと考えております。 何かご意見をいただきたいですけど、労側、いかがでしょうか。 津崎委員、この件に関しまして。
津崎委員	問題ありません。
深浦会長	それでは、使側の峯下委員、特によろしいですか。
峯下委員	はい。
深浦会長	他の委員の方々、何か御意見があれば。
各委員	<意見なし>
深浦会長	それでは、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係団体から意見書の提出のほか、意見陳述の要望がありました場合は、その必要があるものとして、第2回本審において参考人意見聴取を実施する予定とさせていただきます。 続きまして長崎県最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取に関する公示に係るスケジュール等について、説明をお願いいたします。
木場室長	長崎県最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取、意見書の提出につきましては、本日から7月21日までの間、広くご意見を求めるべく、公示を行います。 関係労使より意見書が提出されましたら、次回審議会の開催前に、各委員の皆様方にお送りしたいと考えております。
深浦会長	この件につきまして、ご質問、ご意見等はよろしいですね。
(6) 事業場 実地視察に ついて 深浦会長	続きまして、議題(6)の「事業場実地視察について」、事務局から説

	明をお願いします。
木場室長	本年度の事業場実地視察につきましては、資料番号2、3ページの「事業場実地視察の方針」に基づき実施したいと思います。 実施件数につきましては、昨年同様に実地視察事業場1件と、別に書面によるヒアリング事業場1件の合計2件について実施する予定としています。 実施時期については、第1回本審後から第1回専門部会までの間となる、7月中旬頃を予定しています。 なお、事業場の選定につきましては、影響率の高い業種で、昨年度業務改善助成金の申請をしている事業場の中から選定したいと考えております。 現状についてですが、視察事業場の選定が大変難航しております。 事務局といたしましても最善を尽くしてまいりますが、仮に視察事業場が見つからない場合には、「事業場実地視察の方針」の4 代替措置としまして、事業場視察を書面ヒアリングに替えることとして、書面ヒアリングを2件として対応させていただきたいと思っております。
深浦会長	ただ今の、説明につきまして、ご質問、御意見等ありますでしょうか。
種村委員	はい。
深浦会長	はい、種村委員。
種村委員	実地視察ですね、なかなか難しいなと思いますが、もし実地視察ができない場合については、可能な範囲でヒアリングを増やす等の考慮をいただければと思います。 以上です。
深浦会長	使側の皆さん、何かございますか。 では、峯下委員。
峯下委員	はい。毎年、事業場をどこにするか苦労されているみたいですが、嫌がっている背景を説明いただける範囲でお願いします。
木場室長	了承を得られた事業場もありましたけれども、小規模事業場ということで、会議室自体が小さく、委員全員が入りきれないというのが一つの理由とした事業場が何件かあります。

峯下委員	また、ホテル業についても1件連絡が取れ説明に伺いましたが、時期が7月で修学旅行の時期ということで対応が難しいというようなことで断られた経緯などがあります。 だいたい、そういう状況です。
深浦会長	わかりました。 先ほどの私の表現に誤りがありました。 嫌がっているわけではないです。 なかなかどうも技術的、物理的なことでなかなか対応が難しいというのが実情のようでございます。 7月の中旬ってなると、2週間くらいしか時間がございませんので、今週中くらいに目途がつくかつかないかということになろうかと思えます。 今後の対応ですね、先ほど種村委員からもありましたけれども、ヒアリングをどうするか等々については私、あるいは事務局の方にご一任をいただければと思います。 ただ、引き続き努力は続けていただきたいと思います。
(7) 審議日程等について 深浦会長	それでは、(7) 審議日程等について、ご説明をお願いいたします。
木場室長	審議会の開催日程等につきまして、説明いたします。 資料番号の4-1、19ページをご覧ください。 この日程につきましては、令和7年度第5回本審において、資料として提出しておりましたが、使用者側委員からの意見も踏まえまして、一部日程を修正したものとなっています。 中央最低賃金審議会におきましては、6月26日(金)に諮問が行われ、現在、目安小委員会が開催されているところですが、7月下旬頃に目安答申がなされるのではないかとこの前提で作成しているものです。 長崎地方最低賃金審議会におきましては、7月31日(金)に第2回本審を開催して、中央最低賃金審議会の目安伝達等を行い、本審終了後、引き続き、第1回目の最低賃金専門部会を開催して、部会長並びに部会長代理の選任をいただいた後、実質的な審議をいただく日程でどうかと考えております。 開催日程では、第2回の専門部会を8月4日(火)、第3回の専門部会

	を8月5日(水)、第4回専門部会、第5回専門部会を8月12日(水)、8月17日(月)とそれぞれ予定し、専門部会での取りまとめが行われた場合には、8月18日(火)に第3回本審を開催して答申を行う予定としています。 結審と発効の関連については、8月18日に答申が行われた場合には、9月3日(木)に第4回本審(異議審)を開催し、最短で10月14日(水)が発効日となるスケジュールになります。 次に、特定最低賃金の改正につきましては、令和8年2月に3業種の関係労働団体から「意向表明」がありまして、7月上旬に3業種それぞれの関係労働団体から改正決定にかかる申出書が提出される予定となっています。 申出書の内容につきましては、事務局で精査をいたしまして、定量的要件を満たしていると判断されましたら、7月31日に開催予定の第2回本審におきまして、局長から改正の必要性の有無について、諮問をさせていただく予定にしております。 その後の予定では、8月24日(月)、8月27日(木)に運営小委員会を開催しまして、その中で参考人意見聴取を行った上で、必要性の有無についての審議をしていただき、9月3日の第4回本審の中で、小委員会より決定内容についての報告を行い、本審での了承を受けた後、答申を行う予定としております。 また、「改正の必要性有り」の答申をいただいた場合は、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、特定最賃に係る専門部会を設置する必要がありますので、労使それぞれの団体より、各特定最賃の専門部会委員の推薦をいただくための公示を行いまして、9月28日(月)に第1回合同の専門部会を開催いただきたいと思いますと考えております。 その後の専門部会日程及び第5回本審予定日につきましては、当初の日程のままとしております。 日程案につきましては、以上となります。
深浦会長	すみません、これ専門部会を5回以上予定、もし4回目くらいで採決した場合でも本審は8月18日。
木場室長	回数が少ない場合は、また日程を調整します。
深浦会長	ここで調整ということですね。 じゃあ一応5回やるということを前提として、8月18日本審という予定です。 ただ今の日程(案)につきまして、何かご意見、ご質問等はございます

	でしょうか。
峯下委員	はい。
深浦会長	はい、峯下委員。
峯下委員	すみません、説明内容に私がついていけないだけだと思いますけど、改めまして異議審ですけど、このスケジュール（案）でいくと異議審は9月3日開催予定になるのですね。 で、その場でも異議について審議会として結論を出すと。
木場室長	そうですね、異議審の中で結論をいただくこととなります。
峯下委員	その後に特定最賃の小委員会になるのですか。
木場室長	小委員会は8月24日と8月27日の予定です。
峯下委員	改めてお聞きしますけれども、特定最賃の審議については、地賃が決まった上で、その上で特定の審議がスタートすると理解しているのですが、その辺の関わり方をご説明お願いします。
木場室長	基本的には毎年、答申が出まして、答申で一旦最賃額が決まったことになりますので、その後異議審の前に通常、専門部会といいますか、必要性の有無についての審議を毎年行うこととしております。
峯下委員	細かいようですみませんけど、異議審を経ずに、もしかしたら、異議審によって地賃が変わることがありえますから、そうすると特定の方に行けないんじゃないかと思うんですけど。 地賃があつてこそその特定最賃と理解していますけれど。
木場室長	基本的には答申で設定された金額で。金額は決定ではありませんが、必要性の有無を審議してもらうものです。
峯下委員	必要性については、やはり地賃を見たうえで、必要性を論じることもあろうかと思いますが、その辺はいかがですか。
木場室長	これまでは、答申が出た後に必要性審議においては、審議をしていたいております。

深浦会長	あくまで、仮に異議審の中で変更がある場合であれば、そこで決定することはできないとなりますので、その際にはまた改めて、日程調整をさせていただくことはあるかと思います。 おそらく、今年度であれば8月18日の本審で一応この会議としては決定したということになりますので、それを前提に次のステップに進むという、そういうおそらく理解なのだと思います。 異議がもし出てきた場合には勿論、そこで何か変われば、また一步戻るということに当然なるかと思いますが、審議会の在り方としては、審議会で決めたということが出発点ということになる、そういう立て付けになるのではないのでしょうか。 峯下委員、よろしいですか。
峯下委員	はい。
深浦会長	他に何か日程につきまして、よろしいでしょうか。 詳細はまた、おそらくきちんと日程照会等重ねながら進めることになると思いますので、よろしくお願いいたします。
(8) その他 深浦会長	その他になりますね。 長崎では、円滑な審議会運営のため、例年申し合わせをしていますが、それにつきまして事務局から説明をお願いします。
木場室長	資料の25ページ、資料番号5「令和8年度長崎地方最低賃金審議会の運営について(案)」をご覧ください。 長崎では、例年、第1回本審において、当年度の円滑な審議会運営のために、公労使各委員で申し合わせている事項がございます。 内容としましては、最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように、「審議の促進に努める」「関係労使の意見を十分把握するように努める」「専門部会において全会一致の結論が得られるように努力する」などでございます。 また、特定最低賃金の審議におきましても「専門部会で全会一致の結論が得られるよう努力する」というものでございます。
深浦会長	ただ今説明がありましたけれども運営についての申し合わせですね、これにつきまして本年度も同じ内容でよろしいでしょうか。

各委員	<異議なし>
深浦会長	それでは、「令和8年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）」は、本年度も、この内容で申し合わせをすることといたします。 委員の皆様にお諮りする議事は他にありますでしょうか。 ないようであれば、本日は、多くの資料も配布いただいておりますので、事務局から簡単に内容をご説明ください。
木場室長	それでは、議題で説明した資料以外の資料について簡単に説明をさせていただきます。 資料番号6の27ページですが、令和8年度の長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明があります。 この資料につきましては、昨年度の第5回本審において配付した資料となります。資料の下のところ長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金に係る令和8年度、前年度の労働者数及び事業所数がありますが、令和8年度と前年度の事業所数を比較した時に13事業所少なくなっているもので、使用者側委員より減数となった背景について尋ねられていたものです。 その回答となりますが、前年度となる令和7年度は令和3年経済センサスを基に労働者数、事業所数を算出しておりますが、令和8年度は令和3年経済センサス＋令和4年6月までの統計データを基に算出しているものです。 従いまして、労働者数や事業所数に違いがあるのは、基の母数となる基礎データがそれぞれ異なっていることによるもので、事業廃止や事業倒産が実際に増えたかどうかなどにつきましては、何も分からないのが現状です。 回答としましては、あくまで、算出している母数等データがそれぞれ異なっているためということとなります。 これまでも、使用する経済センサスの数値が変わった場合等、母数等データが異なるため前年度と比較した時に、労働者数や事業所数の増減が大きくなっていることを確認しております。 29ページ、参考資料1は日本銀行長崎支店が令和8年6月22日に発表しております「長崎県の金融経済概況」です。 41ページ、参考資料2は、財務省福岡財務支局長崎財務事務所が四半期ごとに発表している「法人企業景気予測調査」でございます。 51ページ、参考資料3-1～3-3は当局職業安定部が発表しております「長崎県の雇用失業情勢（令和8年5月分）」、61ページ、参考資料3-2は「職業安定業務月報ながさき（令和8年5月）」、73ページ、参考

	資料3-3は「職種別 求人・求職希望賃金の状況」(令和8年5月分)です。 83 ページ、参考資料4は、長崎県県民生活環境部統計課作成の「長崎県の賃金・雇用の動き」(令和8年3月分)となっています。 次に別冊資料について説明します。 この資料は、先週令和8年6月26日に開催された「第74回中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会」における資料となります。 同日本省のホームページにアップされたものになります。 資料No.1は、令和7年の目安小委員会に関する小委員会に提出している資料の訂正部分となります。 資料No.2は「主要統計資料」です。 この資料は3部の構成になっており、Ⅰが全国統計資料編、Ⅱが都道府県統計資料編、Ⅲが業務統計資料編となっています。 全部で55ページあります。 資料No.3は「足下の経済状況等に関する補足資料」となっております。 その内容は、「地域別の状況」、「産業別の状況」、「消費者物価の動向」、「倒産の動向」、「中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等」等に関する資料となっております。全部で101ページあります。 資料No.4は目安に関する小委員会の「今後の予定(案)」でございます。 参考資料No.1は「最低賃金に関する調査研究」の資料です。全部で25ページあります。 最後に、公益委員以外の委員の皆様には別冊の「令和8年度版最低賃金決定要覧」をお配りしております。 なお、公益委員の皆様には、既にお配りしております。 これらの資料につきましては、今後の審議の参考として、ご活用いただきますようお願いいたします。以上でございます。
深浦会長	ただ今資料について説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	特に無いようであれば、先程、事務局から説明がありましたとおり、次回第2回審議会本審は、令和8年7月31日(金曜日)に開催いたしまして、また本審終了後に引き続き、第1回専門部会も開催される予定ですので、よろしくお願いいたします。 なお、本日の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は津崎委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

	それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。 どうも皆さん、お疲れ様でした。
--	---